

## 就労選択支援の概要

### 1 概要

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援するサービスです。就労の可否を判断したり、どの就労系障害福祉サービスを利用するか  
の振り分けを行ったりするものではありません。

### 2 サービス内容

- (1) 短期間の生産活動等の機会を通じて、就労に関する適性、知識および能力の評価や就労に関する意向、就労に必要な配慮などについて整理を行います。  
(アセスメント・5日間を標準とします。)
- (2) アセスメント結果を踏まえ、障害者本人や関係者（家族や計画相談支援事業所、支援機関等）を交えた他機関連携によるケース会議を行います。
- (3) アセスメントやケース会議を経て、障害者本人と就労選択支援事業所とでアセスメントシートを協同作成し、障害者本人の就労に関する意思決定支援を行います。

### 3 就労選択支援の対象者

就労選択支援の対象者は、就労移行支援または就労継続支援を利用する意向を有する方等になります。

特別支援学校生徒等で令和8年4月より就労継続支援B型利用を希望する方は、原則、利用する必要があります。

サービス類型		新たに利用する意向がある方	既に利用しており、支給決定の更新の意向がある方
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の方）	令和7年10月1日から原則利用	希望に応じて利用
	・50歳に達している方 ・障害基礎年金1級受給者 ・就労経験がある方	希望に応じて利用	
就労継続支援A型	令和9年4月1日から原則利用		
就労移行支援		希望に応じて利用	令和9年4月1日から原則利用 ※標準利用期間を超えて更新希望する方

#### 4 就労選択支援の利用について

##### (1) 区内の開設状況

令和8年1月開設 ⇒ (福)練馬山彦福祉会・HOPE やまびこ

チャレンジワークやまびこ併設 (石神井町7-17-4)

(参考) 令和9年度開設予定 ⇒ 貫井福祉工房 (貫井2-16-12)

##### (2) 制度の経過的な対応

練馬区を含む周辺区において、当面の間、就労選択支援事業所が不足する状況が続くことが予測されます。就労選択支援の利用が難しい場合は、「就労移行支援事業所による就労アセスメント」に替えてアセスメントを行っていただくこととなります。